

I. 中国短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 中国短期大学（以下「**本学**」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定及び本学園の自律創世の教学理念に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、地域の文化および福祉の向上ならびに産業の振興に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的は次のとおりとする。

(1) 総合生活学科

現代生活に関わる分野の専門的・実践的な教育研究を通じ、各人の志向する職業または實際生活に必要な能力の習得を図り、社会に寄与できる人材の育成を目的とする。

(2) 保育学科

乳幼児の保育・教育の教育研究を通じ、専門知識ならびに技能の習得を図り、保育・教育現場において、一人ひとりの乳幼児にあわせた指導のできる保育者として寄与できる人材の育成を目的とする。

(3) 情報ビジネス学科

情報処理やビジネスに関する専門的・実践的な教育研究を通じ、職業人としての能力の習得を図るとともに体験学習などを通して総合的な人間力を養い、地域および広く社会の発展に寄与する人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第2条の2 本学は、授業内容および方法の改善を図るための委員会を設け、研修および研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科、学生定員および修業年限

(学科および学生定員)

第3条 本学において設置する学科および学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学生定員	収容定員
総合生活学科	85名	170名
保育学科	80名	160名
情報ビジネス学科	80名	160名

(修業年限および在学期間)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を前期、後期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第7条 授業期間は、定期試験等の期間を含めて、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日・日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の創立記念日 6月16日

春期休業日 3月21日から3月31日まで

夏期休業日 8月1日から9月20日まで

冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項に定める休業日に、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。

第4章 入学、退学および休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の他にも、学長が認めた場合は、学期の区分に従い入学を許可することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 大学において、個別の入学資格審査により、高

等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

- (8) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(入学志願の手続き)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第13条 前条の選考の結果合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学)

第14条 本学に転学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第15条 退学をしようとする者は、事由を付して学長に願出てその許可を得なければならない。

2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、学科での議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(転科)

第16条 本学に在学中の者が転科を希望するときは、選考の上、1年次への転科を許可することができる。

2 転科について必要な事項は別に定める。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事由により引続き3か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため休学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

い。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第20条 願出により退学した者で再入学を願出た者に対しては、教授会の議を経て学長が許可することができる。

2 再入学を許可された者の既修得単位および在学年数は、個別に認定する。

(除籍)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程および履修方法

(授業科目)

第22条 授業科目は、教養科目、専門科目とする。

2 授業科目を必修科目および選択科目に分け、これを各年次に配当する。

3 教養科目の種類および単位数は別表第1のとおりとし、専門科目については次のとおりとする。

総合生活学科	別表第2
保育学科	別表第3
情報ビジネス学科	別表第4

(授業の方法)

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により履修した授業科目について修得した単位については、卒業の要件として修得すべき単位数のうち30単位を超えないものとする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

5 第2項に関する規程は、別に定める。

(資格等に関する授業科目)

第23条 前条に定めるもののほか資格・称号および免許状等に関する科目を置く。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による

教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2つ以上の方法を併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間数をもって1単位とする。
- (4) 個人指導による授業科目については、別に定める。
- (5) 特別研究およびゼミナールにおける成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 単位の認定は、試験、論文、報告書その他によって行う。

3 試験に関して必要な事項は別に定める。

(成績の評価基準)

第26条 試験等による成績の評価は、A、B、C、D、Fの5段階の評語をもって表わし、D以上を合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100-90点	A
89-80	B
79-70	C
69-60	D
59-0	F

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し次に掲げる単位を修得しなければならない。

学科	教養科目	専門科目		卒業に必要な単位数
	選択	必修	選択	
総合生活学科	12以上	14	26以上	62以上
保育学科	12以上	25	25以上	62以上
情報ビジネス学科	12以上	23	20以上	62以上

2 前項に定める卒業に必要な単位数には、他学科の開放科目の履修により修得した単位を含めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第27条の2 学生は、各年度の当初において、所定の期間内に、当該年度において履修しようとする授業科目について「履修登録」を行わなければならない。履修登録のない授業科目については、単位認定を行わない。

2 授業科目の単位修得に必要な学修時間の確保の観点から、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を50単位と定める（CAP制）。ただし次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 卒業要件外の授業科目を履修する場合
- (2) 教育実習等の学外実習科目を履修する場合
- (3) 集中講義科目を履修する場合
- (4) 卒業年次生の場合

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業)

第28条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第29条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格等の取得)

第30条 本学において取得できる資格・称号および免許状の種類は、次のとおりとする。

学科	資格・称号および免許状の種類
総合生活学科	ビジネス実務士 フードコーディネーター3級 介護職員初任者研修 医療的ケア基本研修 介護福祉士受験資格 社会福祉主事任用資格
保育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士資格 社会福祉主事任用資格
情報ビジネス学科	ビジネス実務士 上級ビジネス実務士 情報処理士 上級情報処理士 ウェブデザイン実務士 プレゼンテーション実務士 社会福祉主事任用資格

2 前項に定める資格・称号および免許状を取得しようとする者は、本学則第27条に定める卒業要件を満たし、別表第1から別表第4より別に定める授業科目および所定の単位を取得しなければならない。

(他学科における授業科目の履修等)

第30条の2 教育上有益と認めるときは、学生が他学科において開設する授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定による他学科において開設する授業科目の履修および単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の短期大学又は大学において、履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設における学修)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項および前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第31条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4 前3項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第7章 検定料、入学科、授業料等

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学科、授業料等の金額は次のとおりとする。

検定料	30,000円
入学科	250,000円

授業料等 下表のとおり

項目	学科	総合生活学科 保育学科 情報ビジネス学科
	授業料	
教育充実費		220,000円
施設設備費		160,000円

(授業料等の納期)

第35条 授業料等の納期は、次のとおりとする。

ただし、特別の事由があると認められた者は、延納又は分納することができる。

前期分 4月20日

後期分 10月20日

2 入学、転学、再入学、復学の場合は、本学の指定する手続完了日までとする。

(その他の費用)

第36条 検定料、入学科、授業料等のほか、実験実習費、その他教育に必要な経費を徴収する。

2 前項に規定する費用の種類、金額、納入に必要な手続き等については別に定める。

(休学者、退学者、および停学者の授業料等)

第37条 休学者等の授業料等については次のとおりとする。

2 休学した月から復学した月の前月までの期間における授業料等は免除する。

3 前期又は後期中途において、退学したとき、又は退学処分を受けたときは、当該期分の授業料等を徴収する。

4 停学期間中の授業料等は徴収する。

5 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

6 授業料等未納者の休学、退学及び卒業は認めない。

(既納の納付金)

第38条 既納の授業料等、入学科、検定料は原則として返付しない。

(授業料の免除および徴収の猶予)

第39条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第8章 優待生

(優待生)

第40条 奨学のため、優待生の制度を設ける。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 職員組織

(職員組織)

第41条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、その他必要な職員を置く。

第10章 教授会

(教授会)

第42条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第43条 教授会は、専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に専任の准教授、講師、助教を加えることができる。

(審議事項)

第44条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および短期大学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関して他の必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生、長期履修学生、研究生および外国人留学生

(科目等履修生)

第45条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第25条および第26条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(長期履修学生)

第46条 第4条に定める修業年限を超え一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、長期履修生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第47条 本学において、特定の事項について研究を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があ

るときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 図書館

(図書館)

第51条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

第14章 厚生施設

(保健室)

第52条 本学に保健室を置く。

2 保健室は、学生および職員の保健管理にあたる。

(学生寮)

第53条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

第15章 そ の 他

(学則の改正)

第54条 この学則の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第55条 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は昭和37年4月1日から施行する。

⋮
(中略)
⋮

58 この学則は令和8年4月1日から施行する。

別表第1

教養科目

授 業 科 目	必修単位	選択単位	備 考
日 本 語 表 現		2	12 単 位 以 上 必 修
芸 術		2	
法 学 概 論		2	
日 本 国 憲 法		2	
心 理 学		2	
社 会 保 障 論		2	
人 間 の 尊 厳 と 自 立		2	
社 会 学		2	
社 会 福 祉 概 論		2	
遊 び の 中 の 数 学		1	
数 理 ・ デ ー タ サ イ エ ン ス ・ AI		2	
AI時代のわたしの見つけ方		2	
情 報 処 理 概 論		2	
体 育 講 義		1	
体 育 実 技		1	
フ レ ッ シ ャ ー ス セ ミ ナ ー		2	
英 語 A		2	2 単 位 以 上 必 修
英 語 B		2	
中 国 語		2	
韓 国 語		2	
計		37	

別表第2

総合生活学科

授 業 科 目	必修単位	選択単位	備 考
生 活 学 概 論 A	2		
生 活 学 概 論 B	2		
生 活 学 概 論 C	2		
生 活 学 概 論 D	2		
ホスピタリティとマネー	◎ 2		
※ファッションと生活		2	
※食と生		2	
アパレル基礎実習		1	
アパレル企画実習		1	
※社会福祉論		2	
※食と健		2	
※食品の世		2	
食空間と調		2	
調理演習		1	
食生活演習		1	
調理実習 I		1	
調理実習 II		1	
製菓演習		1	
フードコーディネーター実習		1	
食品加工実習		1	
※フードマーケティング論		2	
※ヒューマンケア		9	
※生活とデザイン		2	
※色彩学		2	
生活デザイン実習		1	
※ファッションビジネス		2	
ファッションコーディネート演習		1	
※生活情報演習 A		1	
※生活情報演習 B		1	
キャリア開発演習		1	
総合生活学セミナー A (食の情報：インターネット情報の評価と活用)		1	
総合生活学セミナー B (心の探究学)		2	
総合生活学セミナー C (現代のダイエット：ダイエット法の批判的考察)		1	
総合生活学セミナー D (ファッション演出企画)		1	
※医療管理事務総論 A		2	
※医療管理事務総論 B		2	
秘書学		2	
医事コンピュータ演習 I		1	
医事コンピュータ演習 II		1	
※診療報酬請求事務 I		2	
※診療報酬請求事務演習 I		1	
診療報酬請求事務 II		2	
診療報酬請求事務演習 II		1	
接遇演習		1	
※メンタルヘルス学		2	
※応用メンタルヘルス学		2	
生活コミュニケーション論	◎ 2		
生活コミュニケーション演習 A (コミュニケーションにおける聴くこと)	1		

授業科目	必修単位	選択単位	備考
生活コミュニケーション演習B (コミュニケーションとプレゼンテーション)	1		
生活コミュニケーション演習C (自己理解とコミュニケーション)		1	
生活コミュニケーション演習D (集団におけるコミュニケーション)		1	
地域共生社会論		2	
地域福祉論		2	
介護概論		2	
介護の基本 I		2	
介護の基本 II - A		2	
介護の基本 II - B		2	
認知症の理解 I		2	
認知症の理解 II		2	
人間発達学		2	
発達と老化の理解		2	
障害者支援論		2	
障害の理解		2	
医学一般		2	
人間関係とコミュニケーション		2	
生活コミュニケーション特論演習A		◎ 1	
生活コミュニケーション特論演習B		◎ 1	
こころとからだのしくみ I		2	
こころとからだのしくみ II		2	
リスクマネジメント論		2	
生活支援技術 I		◎ 2	
生活支援技術 II		◎ 2	
生活支援技術 III		◎ 2	
生活支援技術論		◎ 1	
生活家事支援技術		2	
生活余暇支援技術		◎ 1	
総合生活学セミナー K I		1	
総合生活学セミナー K II		1	
総合生活学セミナー K III		1	
総合生活学セミナー K IV		1	
介護過程 I		1	
介護過程 II		1	
介護過程 III		1	
特別研究		2	
介護実習 I - ①		2	
介護実習 I - ②		2	
介護実習 I - ③		2	
介護実習 II		5	
医療的ケア I		4	
医療的ケア II		2	
計	14	141	

*印は、他学科開放科目

「生活創造コース」及び「医療事務コース」の学生は、別表第2の必修科目欄に示された科目14単位が卒業必修科目である。

「生活福祉コース」の学生は、別表第2の単位数前に◎印が付いた科目14単位が卒業必修科目である。

別表第3

保育学科

授 業 科 目	必修単位	選択単位	備 考
保 育 基 礎 演 習	1		
教 育 者 原 理	2		
保 育 者 原 理	2		
子 ども 家 庭 福 祉		2	
社 会 的 家 庭 支 援 論	2		
子 ども 家 庭 支 援 論 I		2	
社 会 的 養 護 論	2		
保 育 者 理 学	2		
教 育 心 理 学	2		
子 ども 家 庭 支 援 の と 心 理 学	2		
子 ども の 理 解 の と 保 健		1	
子 ども の 食 料 養 分		2	
子 ども の 食 料 養 分 A		1	
子 ども の 食 料 養 分 B		1	
子 ども の 食 料 養 分 相 談		2	
子 ども の 食 料 養 分 防 災		1	
教 育 保 育 課 程 論	2		
保 育 内 容 総 論	1		
(保育内容) 健 康	1		
(保育内容) 人 間 関 係	1		
(保育内容) 環 境	1		
(保育内容) 言 葉 現	1		
(保育内容) 表 現	1		
保 育 内 容 の 理 解 と 方 法 A	1		
保 育 内 容 の 理 解 と 方 法 B	1		
保 育 内 容 の 理 解 と 方 法 C		1	
保 育 内 容 の 理 解 と 方 法 D		1	
乳 児 保 育 I		2	
乳 児 保 育 II		1	
子 ども の 健 康 と 安 全		1	
特 別 支 援 的 教 育 入 門	2		
社 会 的 養 護 II		1	
子 ども の 健 康 と 安 全 支 援 法		2	
健 康 的 指 導 法		2	
人 間 関 係 の 指 導 法		2	
環 境 の 指 導 法		2	
言 葉 の 指 導 法		2	
表 現 の 指 導 法		2	
教 育 保 育 技 術 論		2	
親 子 心 理 演 習 A		1	
親 子 心 理 演 習 B		1	
音 楽 基 礎 演 習 A		1	
音 楽 基 礎 演 習 B		1	
音 楽 実 践 演 習 A		1	
音 楽 実 践 演 習 B		1	
保 育 者 対 話 実 践 演 習		1	
保 育 教 材 お よ び 表 現 の 研 究		1	
保 育 実 習 指 導 A		1	
保 育 実 習 指 導 B		1	
保 育 実 習 指 導 C		1	
保 育 実 習 指 導 D		1	
保 育 実 習 A		2] 1単位選択必修
保 育 実 習 B		2	
保 育 実 習 C		2] 2単位選択必修
保 育 実 習 D		2	
教 育 実 習 指 導		4	
教 育 実 習 指 導		1	
保 育 教 職 実 践 演 習 (幼 稚 園)		2	
計	25	61	

別表第4

情報ビジネス学科

授業科目	必修単位	選択単位	備考
経営学概論	2		
現代企業論		2	
マーケティング		2	
※基礎簿記演習A		2	
※基礎簿記演習B		1	
※基礎簿記演習B		2	
簿記特別演習		1	
簿記論		1	
簿記演習A		2	
簿記演習B		1	
簿記演習B		1	
コンピュータ会計		1	
ファイナンシャルプラン	2		
ファイナンシャルプラン演習	1		
秘書学		2	
ビジネス実務A	2		
ビジネス実務B		2	
実践学修の学び方		2	
地域創生学		2	
キャリアプランニング	2		
※プレゼンテーション概論		2	
※プレゼンテーション演習		2	
情報処理論	2		
情報処理演習	1		
通信ネットワーク		2	
コンピュータ科学		2	
ITパスポート特別講義		2	
ITパスポート特別演習		1	
※文書処理		1	
※ビジネスコンピューティングA		1	
ビジネスコンピューティングB		1	
※データベース		1	
プログラミング概論		2	
プログラミング演習		1	
アルゴリズムとデータ構造		2	
マルチメディア	1		
コンピュータグラフィックス		2	
映像制作		1	
情報メディア論	2		
ソーシャルメディア		1	
クロスリアリティ		2	
音響メディア論		2	
コンピュータミュージック		2	
ウェブデザインA		2	
ウェブデザインB		2	
ウェブデザイン演習		2	
ウェブアプリ開発		2	
対人関係の心理学	2		
心の健康の心理学		2	
産業・ビジネスの心理学		2	
データサイエンスA	2		
ゼミナールA	2		
ゼミナールB	2		
	23	68	

※印は、他学科開放科目

中国短期大学 学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び中国短期大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、中国短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

総合生活学科	生活学
保育学科	保育学
情報ビジネス学科	経営情報学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第29条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、卒業を認定したときは、学位を授与し、卒業証書・学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「中国短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

中国短期大学3つのポリシー

中国短期大学

【ディプロマ・ポリシー】

中国短期大学は、「自律創世」を教学の理念としています。「知識・情操・意思」をバランスよく備え、職業又は実生活において必要な能力を身につけた人材を養成します。

このような人材を養成するため、所定の期間在学し、所属学科において定める学士力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与します。

【カリキュラム・ポリシー】

中国短期大学は、「自律創世」の教学の理念に基づくディプロマ・ポリシーに掲げる学士力を養成するために、教養科目、専門科目およびその他必要とする科目を体系的に配置した教育課程を編成しています。

【アドミッション・ポリシー】

中国短期大学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる学士力を身につけた人材を養成するために必要な、基礎的な知識・技能とともに、思考力、判断力、表現力、協調性および主体的に学ぶ態度を高等学校等における学習を通して身につけた、意欲にあふれる人を多様な入試方法により受け入れます。

総合生活学科

【ディプロマ・ポリシー】

現代を心豊かにたくましく生きる力を身につけ、所定の単位を修得した学生に短期大学士（生活学）を授与します。学士力とは、「知識・理解」「思考・問題解決能力」「技能」「態度」から成ります。

<知識・理解>

生活学を中心とした幅広い教養を有するとともに、衣食住、環境、情報に関する基本的知識を身につけている。また、衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務のいずれかの分野または複数の分野における専門的な知識を修得している。

<思考・問題解決能力>

他者を思いやる心、他者に対する礼儀の精神を有するとともに、他者と協力し問題を解決しようと試みることができる。

<技能>

衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務のいずれかの分野又は複数の分野における技能を身につけ、生活の中で活かすことができる。

<態度>

他者との関係が良好であるように努めるとともに、おもてなしの心を有する。また、継続的活動を通して目標を達成した経験を有し、変化し続ける現代社会に

対応すべく生涯にわたって学習意欲を持ち続けることができる。

【カリキュラム・ポリシー】

- 変化の激しい現代生活に対応できる知識を修得するために、幅広い教養科目を設置しています。
- 衣食住をはじめ健康、福祉、環境、デザイン、情報、コミュニケーションなどの現代生活に重要な分野について、基本的な知識や技術を幅広く修得するための専門科目を設置しています。
- 衣生活、食生活、福祉・介護、医療事務の各分野については、専門性を深めるための専門科目を設置しています。
- 上記分野における資格等の取得に関係する科目を設置しています。
- 他者及び自身の心を考える科目を設置しています。

【アドミッション・ポリシー】

- 「生活」に興味や好奇心を持つ人
- 他者と協力し、目標を達成しようとする心を持つ人
- 継続的に努力すれば、多くの知識・技術が身につくとの信念を持つ人

保育学科

【ディプロマ・ポリシー】

保育者として必要な幅広い知識と技術を身につけ、豊かな人間性を備えた人材を養成します。所定の単位を修得した学生に短期大学士（保育学）を授与します。

<知識・理解>

保育者に求められる専門的な知識を有し、それらを上向きを持って保育実践に活かすことができる。

<思考・問題解決能力>

保育を取り巻く環境の変化やよりよい保育活動をしていくうえでの課題について、適切に思考・判断し主体的に解決できる。

<技能>

他者を理解し応答的対応をするなかで、専門的技能を活用して保育ができる。

<態度>

信頼される保育者に必要な優しさや思いやりなど、豊かな人間性と仲間との協調や家庭・地域と連携する態度を身につけている。

【カリキュラム・ポリシー】

子どもの人権に配慮しつつ乳幼児一人ひとりの発達に即した保育ができる実践力を有し、保護者に対する支援ができる保育者、自らも保育者にふさわしい心豊かな人間性を育もうと成長し続ける保育者の養成に努め、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状等を2年間で取得することができる教育課程を編成しています。

- 保育者としての実践力をつけるための基礎技能に関する科目を設置しています。
- 保育者としての専門性を高めるための保育に関する専門的知識・技術に関する科目を設置しています。
- 子どもの世界や保護者の気持ちに深くアプローチすることができる演習科目を設置しています。
- 少人数で行われる保育者基礎演習や、地域の家族と触れ合える親子ふれあい演習などの特色ある科目を設置しています。
- 施設、保育所、幼稚園を順番に経験する、積み上げ式実習による保育体験ができる科目を設置しています。

【アドミッション・ポリシー】

- 保育者を目指す意志がある人
- 目的達成のために他者と協力して取り組むことができる人
- 子どもが好きで、人とかわかることができる人

情報ビジネス学科

【ディプロマ・ポリシー】

職業人に必要とされる幅広く専門的な知識とスキルを身につけるとともに、知・情・意のバランスのとれた人格の形成を目指します。所定の単位を修得した学生に短期大学士（経営情報学）を授与します。

<知識・理解>

情報とビジネスの領域に関する専門的な知識を修得し、実践する力を有している。

<思考・問題解決能力>

自らのセンスや感性を大切にしながらも論理的で客観的な思考ができる。また、他者の立場に立って、他者を思いやる心を有している。

<技能>

パソコンの利用技術、ビジネス実務のスキルを有して、得たスキルを実践する能力を有している。

<態度>

職業人としての常識・マナー・倫理観を身につけている。また、向上心を持ち、高い目標に向かって、自主的に学ぶことができる。

【カリキュラム・ポリシー】

- 幅広い知識と教養を養うための教養科目を設置しています。
- 専門科目では、情報とビジネスに関する幅広い分野をフィールドに分類し、2年間の教育を通して効率的に専門的かつ幅広い学修を行います。
- 2年間の専門的学修の総まとめとして、ゼミナールを設置しています。

【アドミッション・ポリシー】

- 情報とビジネスに関する専門的かつ実践的な知識や技能を身につけたい人
- コミュニケーション能力やビジネスマナーを備えた職業人になりたい人
- 社会に貢献したいという意欲を持っている人